

糸満市立高嶺小中一貫教育校開校準備委員会設置要綱

令和4年5月6日

教育委員会告示第2号

(設置)

第1条 糸満市立高嶺小学校及び高嶺中学校からなる糸満市立高嶺小中一貫教育校（以下「高嶺小中一貫教育校」という。）の開校準備に向けて必要な事項について検討を行うために、糸満市立高嶺小中一貫教育校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の事項とする。

- (1) 高嶺小中一貫教育校の愛称、校章、校歌及び制服に関すること。
- (2) 高嶺小中一貫教育校のPTA組織に関すること。
- (3) 高嶺小中一貫教育校の学校運営協議会組織に関すること。
- (4) 高嶺小中一貫教育校の開校式典に関すること。
- (5) その他高嶺小中一貫教育校の開校準備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 地域代表者
- (4) 保護者代表者
- (5) その他教育長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事務が終了するまでとする。

2 委員に事故あるとき、又は欠けたときにおける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会は、部会長及び副部会長各1人を置く。

4 部会の運営に関しては、第4条から第6条の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」とし、「委員」とあるのは「部会員」とし、「委員長」とあるのは「部会長」とし、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、糸満市教育委員会学校教育課に置く。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和4年5月6日から施行する。